

独自基準の条文(例示)【高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】

独自基準	概要	条文(例示)	摘要
非常災害対策	マニュアル作成・掲示	<p>(非常災害対策)</p> <p>第74条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震(高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海地震をいう。第143条第1項(第205条において読み替えて準用する場合を含む。))において同じ。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	療養介護の例
	火災対策	<p>(非常災害対策)</p> <p>第143条 指定共同生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定共同生活介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活介護計画に記載しなければならない。</p>	共同生活介護の例
地産地消	県産農林水産物の使用	<p>(県内産農林水産物等の使用)</p> <p>第80条 指定療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物(以下「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。</p>	療養介護の例
		<p>(食事)</p> <p>第91条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対して食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。</p>	生活介護の例

独自基準の条文(例示)【高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】

独自基準		概要	条文(例示)	摘要
暴力団排除	運営	管理者等から排除	<p>(暴力団の排除)</p> <p>第45条 指定居宅介護事業所の設置者、管理者その他当該指定居宅介護事業所の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(次項において「設置者等」という。)は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業所の設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。</p> <p>3 指定居宅介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。</p>	居宅介護サービスの例
	指定	申請者から排除	<p>(指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者)</p> <p>第215条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、療養介護又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。第3項において同じ。)に係る指定又は指定の更新の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>3 療養介護又は短期入所に係る指定又は指定の更新に係る申請者(当該申請者が法人である場合にあつてはその役員等、法人以外の団体である場合にあつてはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者)は、暴力団員等であってはならない。</p>	障害福祉サービスの例
工賃水準の向上			<p>(工賃の支払等)</p> <p>第193条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。</p>	就労継続支援B型の例